

改正 平成23年2月2日杉並第57047号

平成24年3月23日杉並第66722号

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区（以下「区」という。）における契約事務の適正な執行を確保するため、競争入札参加有資格者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、杉並区長（以下「区長」という。）が契約の種類及び金額に応じて定めた競争入札の参加者の資格を有するものをいう。以下「有資格者」という。）に対する指名停止等（第2条に定める措置をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止の措置範囲)

第2条 区長は、有資格者、その使用人又は下請負人が別表に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

(指名停止の手続き等)

第3条 区長は、杉並区競争入札参加資格審査委員会規程（昭和52年訓令甲第8号）第2条に規定する杉並区競争入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）の協議を経て、指名停止を行うものとする。

2 区長は、委員会の協議を経る暇のないとき又は特に必要と認める場合は、委員会の協議を経るまでの間、指名停止を行うことができる。

3 契約担当者（杉並区契約事務規則（昭和39年規則第19号）第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）は、指名停止期間が満了するまで当該指名停止の有資格者を指名してはならない。

4 契約担当者は、指名停止期間中の有資格者が、区が発注する工事、委託、物品購入等の一部を下請けし、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止の基準)

第4条 有資格者が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、事情に応じて同表に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 別表の措置要件2又は3により指名停止を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該有資格者の指名停止事由に該当する部門に関する競争入札参加登録業種のみを指名停止を行い、他の部門の指名停止を行わないことができる。

(1) 土木部、建築部等のように社内的に責任体制が明確にされており、かつ、その責任者として役員（執行役員を含む。）をあてている場合

(2) 部門別格付、社内責任体制のあり方を総合的に勘案して、前号に準じると認められる場合

3 区長は、第1項の規定による指名停止に至らない場合でも、事案によって有資格者に対して、文書又は口頭により注意を行うことができる。

(指名停止期間の特例)

第5条 有資格者が一の事案により別表の措置要件の二以上に該当した場合は、最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。

2 既に指名停止期間中の有資格者が、別表に掲げる措置要件に該当することとなった場合は、その時点から重複して、当該措置要件に定める期間について指名停止を行うものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に掲げる措置要件ごとの期間の2倍の範囲内で指名停止期間を定めることができる。

(1) 有資格者が、別表の措置要件1に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、同表の措置要件1に該当することとなったとき。

(2) 有資格者が、別表の措置要件3に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後若しくは第4条第3項の注意の喚起を受けた後3年を経過するまでの間に、再び、同表の措置要件3に該当することとなったとき。

(3) 有資格者が、別表の措置要件4(1)から(5)までに係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、同表の措置要件4(1)から(5)までに該当することとなったとき。

- (4) 別表の措置要件4(1)から(5)までに該当する場合で、当該違反行為において有資格者である個人若しくは有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)が主導的役割を果たしたとき又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。
- (5) その他、委員会において特に必要であると認めるとき。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に掲げる措置要件ごとの期間の2分の1の範囲内で指名停止期間を定めることができる。ただし、この場合においても、1月以下とすることはできない。
- (1) 過去3年間(当該年度を含む。)の区発注契約の履行成績等が良好であるとき。
- (2) 別表の措置要件2又は措置要件3に該当する場合で、事後処理が適切になされたときと認められるとき。
- (3) その他、委員会において特に必要があると認めるとき。
- 5 前二項にかかわらず、極めて悪質な事由あるいは斟(しん)酌(しゃく)すべき特別な事由等がある場合には、別表に掲げる期間の範囲にかかわらず、委員会において指名停止期間を定めることができる。
- 6 指名停止期間中の有資格者について、必要があると認めるときは、別表に掲げる措置要件ごとの期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。
- 7 指名停止期間中の有資格者が、当該指名停止に係る措置要件に該当することとなった事実又は行為について、何ら責を負うことのないことが明らかになったときは、当該有資格者に係る指名停止の解除を行うものとする。
- (下請人、共同企業体及び事業協同組合等に対する指名停止)

第6条 別表の措置要件2、措置要件3又は措置要件4(6)のいずれかに該当したことによる指名停止において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で事情に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

- 2 別表の措置要件4(1)、(2)、(5)のいずれかにより指名停止の対象となる有資格者若しくは指名停止の措置を受けた者が、合併、会社分割、営業譲渡等により、他の有資格者へ移行する場合又は指名停止の対象となる有資格者の一部若しくは指名停止の措置を受けた有資格者の一部が、他の有資格者へ移行する場合は、同じ措置要件により移行先の有資格者に対しても指名停止を行うことができる。
- 3 区が発注した契約において、別表の措置要件4(1)又は(5)により、有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が逮捕又は起訴された場合は、必要に応じて、当該有資格者である個人、当該有資格者である法人の役員又は使用人が役員等(使用人は除く。)となっている他の有資格者についても同様に指名停止を行うことができる。
- 4 共同企業体及び事業共同体(以下「共同企業体等」という。)について指名停止を行うときは、当該共同企業体等の有資格者である構成員についても、当該共同企業体等の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 5 商業組合、事業協同組合等(以下「事業協同組合等」という。)について指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の有資格者である組合員についても、指名停止を行うものとする。この場合の組合員に対する指名停止期間は、当該事業協同組合等の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 6 前二項の規定により構成員又は組合員について指名停止を行うときは、明らかに当該指名停止の責を負わないと認められる者を除くものとする。

(指名停止の通知)

第7条 第2条の規定により指名停止を行い、第5条第6項の規定により指名停止期間を変更し、又は第5条第7項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対して遅滞なく通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、総務部経理課長(以下「経理課長」という。)に説明を求めることができる。
- 3 前項の説明を求められたときには、経理課長はこれに応じなければならない。

(指名停止等の公表)

第8条 第4条及び第6条の規定により指名停止を行ったときは、有資格者名、措置理由及び指名停止期間を公表するものとする。

2 第3条第2項の規定により指名停止を行ったときは、前項に準じて公表するものとする。この場合において、指名停止期間の公表は、指名停止期間初日のみとし、期間は委員会の協議後決定する旨を表記するものとする。

3 第5条第6項の規定により指名停止期間を変更したときは、変更内容に応じて公表内容を変更する。

4 第5条第7項の規定により指名停止を解除したときは、その理由を付して公表し、第1項の公表を取り下げる。

5 前二項の規定は、第2項の公表に準用する。

(苦情の申立て)

第9条 第7条第3項の規定による説明に苦情のある者は、区長に対して苦情を申し立てることができる。

2 前項の申立ては、当該指名停止及び注意を行った日の翌日から起算して10日以内(杉並区の休日定める条例(平成元年条例第5号)第1条第1項に掲げる休日(以下「休日」という。)を除く。)に行わなければならない。

3 区長は、苦情申立てがあったときは、速やかに回答するものとする。

4 区長は、第2項に規定する苦情申立期間が経過したとき、その他客観的かつ明白に苦情申立ての適格を欠くと認められるときは、その苦情申立てを拒むことができる。

5 区長は、第3項の規定による回答をする場合は、第10条による再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(再苦情の申立て)

第10条 第9条第3項の規定による回答に苦情がある者は、区長に対して再度、苦情の申し立て(以下「再苦情申立て」という。)をすることができる。

2 前項の申立ては、第10条第3項の規定による回答の日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に行わなければならない。

3 区長は、再苦情申立てがあったときは、第9条第3項の回答書、再苦情申立書及び関係書類を杉並区入札監視委員会に提出し、審議を依頼するものとする。

4 区長は、再苦情申立てを行った者に対し、杉並区入札監視委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に、回答するものとする。

5 前項の回答にあたっては、次に掲げる事項を明らかにして行う。

(1) 再苦情申立ての趣旨を認めなかった場合には、その旨及びその理由

(2) 再苦情申立ての趣旨を認めた場合には、その旨及びこれに伴い区長が講じようとする措置の概要

6 区長は、第2項に規定する再苦情申立期間が経過したとき、その他客観的かつ明白に再苦情申立ての適格を欠くと認められるときは、その再苦情申立てを拒むことができる。

(指名停止の特例)

第11条 契約担当者は、指名停止期間中の有資格者であっても契約の種類、内容及び技術能力等から、当該有資格者でなければ履行できないと認められる緊急かつ明白な事由がある場合は、当該有資格者と契約を締結することを妨げない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、指名停止に必要な事項は、別に総務部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、すでに指名停止を受けている者は、なお、従前の例による。

3 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準(昭和61年10月1日)は廃止する。

附 則(平成24年3月23日杉並第66722号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表

措置要件	期間
1 贈賄	
(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が、杉並区職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)	12月以上24月以内 (標準24月)
イ 有資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者(常時、契約を締結する権限を有する事務所の長をいう。)でアに掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。)	9月以上24月以内 (標準18月)
ウ ア又はイに掲げる以外の者(以下「使用人」という。)	6月以上18月以内 (標準12月)
(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、杉並区以外の東京都の区域内における杉並区以外の公共機関(刑法(明治40年法律第45号)その他の法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。)の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 代表役員等	6月以上18月以内 (標準12月)
イ 一般役員等	4月以上12月以内 (標準9月)
ウ 使用人	3月以上9月以内 (標準6月)
(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都を除く関東地方の区域内における、杉並区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 代表役員等	4月以上12月以内 (標準9月)
イ 一般役員等	3月以上9月以内 (標準6月)
ウ 使用人	1月以上5月以内 (標準3月)
(4) 次のア、イ又はウに掲げる者が、(2)及び(3)の区域外における、杉並区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 代表役員等	4月以上12月以内 (標準9月)
イ 一般役員等	3月以上9月以内 (標準6月)
ウ 使用人	1月以上5月以内 (標準3月)
2 契約履行上の事故等	
(1) 杉並区発注の契約履行上の事故の場合	事実を知った日から
ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損害が大きい場	2月以上12月以内 (標準6月)

合		
イ	事故を発生させ、公衆に損害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合	1月以上6月以内 (標準4月)
ウ	事故を発生させ、従業員その他の関係者(下請負人の従業員を含む。以下同じ。)に死者又は多数の負傷者を出した場合	1月以上6月以内 (標準4月)
(2)	杉並区発注の契約以外の契約において事故を発生させ、公衆又は従業員その他の関係者に多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に損失が著しく大きい場合	事実を知った日から 1月以上3月以内 (標準2月)
(3)	「労働安全衛生法(昭和47年法律第150号)」違反の容疑により起訴された場合	起訴された日から 1月以上12月以内 (標準2月)
3	履行成績不良等	
(1)	杉並区発注の工事契約において、履行成績が不良であると認められる場合	検査結果日の翌日から 1月以上12月以内
ア	40点未満	(標準9月)
イ	40点以上50点未満	(標準6月)
ウ	50点以上55点未満	(標準3月)
エ	55点以上60点未満	(標準1月)
(2)	杉並区発注の工事契約において、施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められる場合	認定をした日から 1月以上12月以内 (標準9月)
(3)	杉並区発注の契約のうち、履行評価の対象となる契約の履行成績が不良であると認められる場合	評価結果日の翌日から 1月以上12月以内
ア	不良(49点以下)	(標準9月)
イ	やや不良(50点以上59点以下)	(標準3月)
(4)	上記(1)から(3)までのほか、杉並区発注の契約において、その履行に際して著しく適正を欠く行為があったと認められる場合	認定をした日から 1月以上5月以内 (標準3月)
4	契約に関連する違法行為等による社会的信用失墜行為	
(1)	有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、談合又は競売入札妨害で刑法又は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」に違反した容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア	杉並区発注の契約に関するもの	6月以上24月以内 (標準12月)
イ	杉並区発注の契約を除く関東地方におけるもの	4月以上12月以内 (標準6月)
ウ	イの区域外のもの	2月以上6月以内 (標準3月)
(2)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し((1)の場合を除く)契約の相手方として不相当であると認められる場合	排除勧告の応諾日等から
ア	杉並区発注の契約に関するもの	3月以上12月以内 (標準6月)
イ	杉並区発注の契約を除く関東地方におけるもの	2月以上12月以内 (標準4月)
ウ	イの区域外のもの	1月以上6月以内 (標準2月)

(3) 「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）」に違反（契約に関わるもの）し契約の相手方として不相当であると認められる場合	処分を知った日から
ア 杉並区発注の契約に関するもの	3月以上12月以内 (標準6月)
イ 杉並区発注の契約を除く関東地方におけるもの	2月以上12月以内 (標準4月)
ウ イの区域外のもの	1月以上6月以内 (標準2月)
(4) 「建設業法（昭和24年法律第100号）」に違反し国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合若しくは「警備業法（昭和47年法律第117号）」に違反し都道府県公安委員会から営業停止処分を受けた場合、又は「食品衛生法（昭和22年法律第233号）」に違反し厚生労働大臣若しくは都道府県知事から営業停止処分を受けた場合	処分を受けた日から
ア 杉並区発注の契約に関するもの	3月以上9月以内 (標準4月)
イ 杉並区発注の契約を除く関東地方におけるもの	2月以上6月以内 (標準3月)
ウ イの区域外のもの	1月以上3月以内 (標準2月)
(5) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、契約にかかわる法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 杉並区発注の契約に関するもの	3月以上12月以内 (標準6月)
イ 杉並区発注の契約を除く関東地方におけるもの	2月以上12月以内 (標準4月)
ウ イの区域外のもの	1月以上6月以内 (標準2月)
(6) 上記(1)から(5)までに掲げる場合のほか、違法行為等を行うことにより、社会的信用を著しく失墜したと認められる場合	処分を知った日から 1月以上9月以内
ア 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、消費税法（昭和63年法律第108号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定中「法人事業税」又は「個人事業税」違反）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定中「建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止」違反	(標準2月)
イ ア以外のその他違法行為等	(標準1月)
5 入札参加資格申請等における虚偽申請	事実を知った日から
(1) 東京電子自治体共同運営により、杉並区に入札参加資格申請を行う場合において、申請に虚偽の入力又は添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合	1月以上12月以内 (標準6月)
(2) 杉並区に支店・支社・営業所を有し、区内事業者の取り	(標準6月)

<p>扱いを受けるための申出書に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適當であると認められる場合</p>	
<p>(3) 杉並区発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の調査資料に虚偽の記載（電子入札による虚偽の入力を含む。）をし、契約の相手方として不適當であると認められる場合</p>	<p>(標準 3 月)</p>
<p>6 不誠実な行為</p>	<p>事実を知った日から</p>
<p>(1) 落札後、正当な理由なく契約を締結しない場合</p>	<p>1 月以上12月以内 (標準 6 月)</p>
<p>(2) 杉並区発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、参加確認若しくは指名を受けながら、正当な理由なく不参加を繰り替えした場合</p>	<p>(標準 1 月)</p>
<p>7 その他不正な行為 措置要件 4 に掲げる場合のほか、これに準ずる不正な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる場合</p>	<p>事実を知った日から 1 月以上12月以内</p>